

建設業における働き方改革

中部地方整備局 建政部



令和8年5月



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1. 建設業法等の改正について



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 432万円/年(▲15.0%) 2,018時間/年(+3.1%)
全産業 508万円/年 1,956時間/年 [H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

- 「労務費に関する基準」の勧告

・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告

- 適正な労務費等の確保と行き渡り

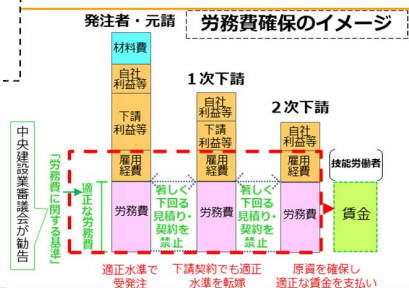
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

黄色部分：令和7年12月12日施行
それ以外：昨年施行済

昨年施行により中建審に作成権限が付与
→令和7年12月2日に作成され、実施が
勧告された



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

- 契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

- ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)

・国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)

➡ 特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



2

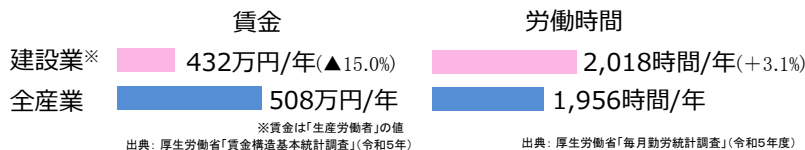
建設業法改正の背景と方向性

国土交通省

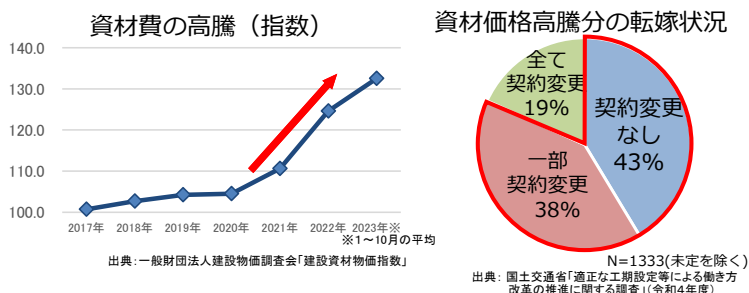
背景

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

➡ 担い手の確保が困難



- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫



- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始

2024年
4月から

方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に総合的に取り組む。

処遇改善

… 賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止

… 資材高騰分の転嫁

働き方改革
生産性向上

… 労働時間の適正化
… 現場管理の効率化

就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】
給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
+ カッコイイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

3

改正概要① 処遇改善

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

○ 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設審議会に**報告**

【国】中央建設業審議会への報告 (施策の見直し)

【建設業者】取組状況を調査・公表

(処遇改善の施策)

【建設業者】処遇確保に努力

(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

○ 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・勧告

○ **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表** (違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)

元請 材料費 自社経費 下請経費 労務費

1次下請 自社経費 下請経費 労務費

2次下請 自社経費 2次下請の技能労働者 賃金

「標準労務費」

「著しく下回る見積り・契約を禁止」

「著しく下回る見積り・契約を禁止」

「著しく下回る見積り・契約を禁止」

労務費確保のイメージ

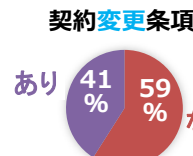
(3) 不当に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約を受注者にも禁止**
(改正前) 注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

改正概要② 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化
- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**



契約書

第〇条 請負代金の**変更方法**

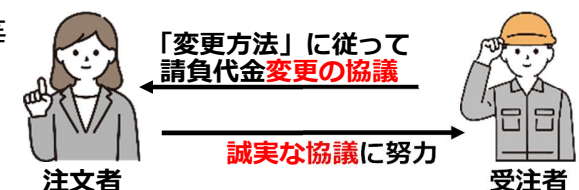
- 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- 変更額は、**協議して定める**。



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者**は、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。
- ➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
- ※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

※ 改正建設業法を反映した標準約款はこちら
資材価格高騰などによる請負代金額の変更協議



建設工事標準請負契約約款



(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

契約後

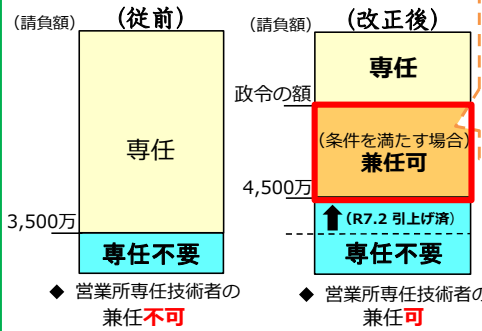
○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



【主な条件】

- ・兼任する現場間移動が容易
- ・ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者



○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化 (ICT活用で確認できれば提出は不要に)

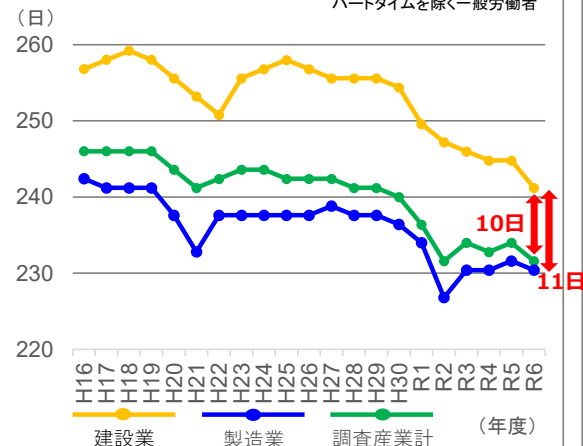
6

2. 適正な工期の確保について



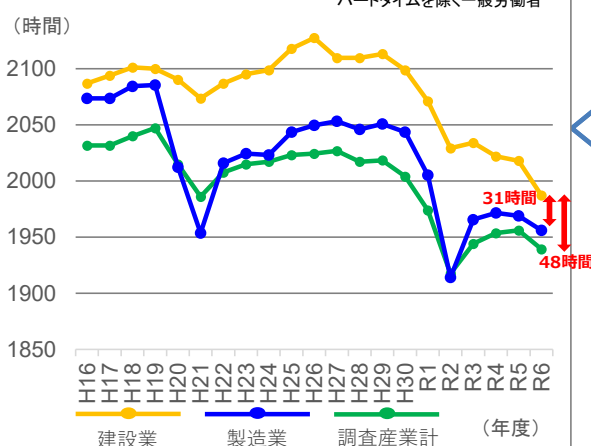
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

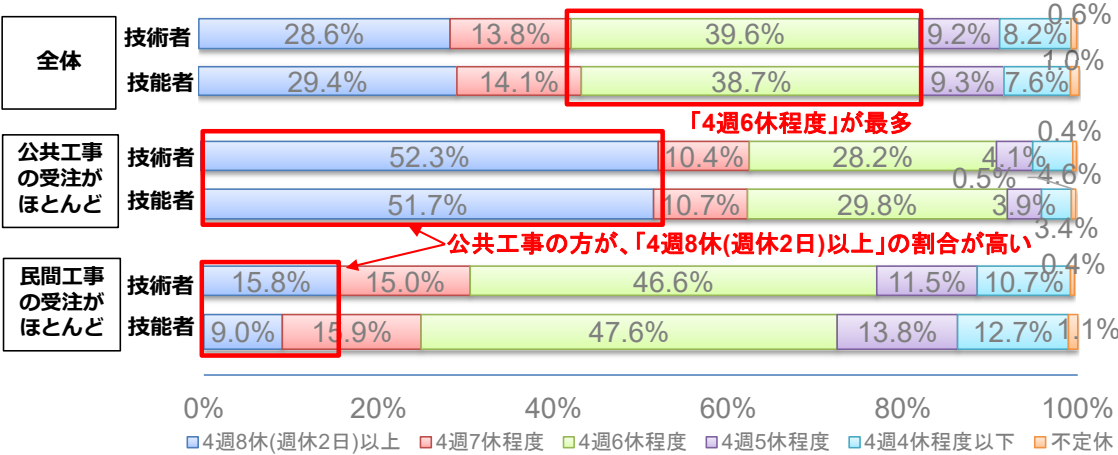
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況

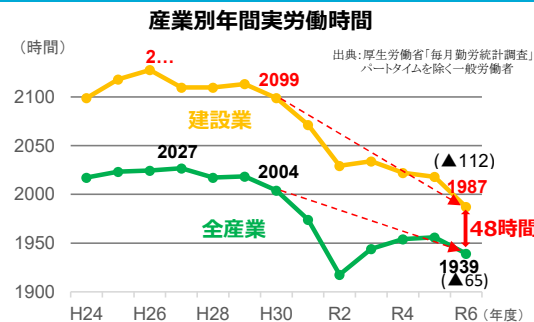


技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「令和6年度 適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」

建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少したが、なお高水準。**
- 令和6年4月から適用された**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- ・ポータルサイトや会議等で、建設業、発注者へ周知・要請
- ・一般国民にも動画等によって周知・啓発



2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

- 〔直轄〕 週休2日が定着。他産業と遜色ない多様な働き方を支援
- 〔都道府県〕 原則全工事で週休2日を目指して取組を一層強化
- 〔市町村〕 国と各県が連携して全市町村での導入を働きかけ

3. 適正な工期設定

- ・中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定(R6.3改定)
- ＜改定の主な内容＞
 - 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
 - 自然要因(猛暑日)における**不稼働**を考慮して工期設定
- **基準を踏まえた適正工期の設定**を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・適正な工期の確保、建設業従事者の**処遇改善**に向け、**厚労省と連名で官民発注者に要請**
- ・建設Gメンが**実地調査し、是正指導**

4. 生産性の向上

- ・労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- ・建設業従事者が活用可能なICT機器導入**支援策**の周知・拡大
- ・直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

- ・本基準を踏まえた適正な工期設定は、**契約変更**でも必要。
- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、**時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める**。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が**時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する**。
- ・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した**適正な工期による見積り**が提出された場合、**内容を確認し、尊重する**。
※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因**
- (2) **休日・法定外労働時間**
- (3) イベント
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) **労働・安全衛生**
- (9) 工期変更
- (10) その他

- ・**自然要因(猛暑日)における不稼働**を考慮して工期設定。
- ・十分な**工期確保**や交代勤務制の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。
- ・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して**工期を設定**。
- ・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。
- ・各業界団体の取組事例等を更新。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について
(優良事例集)

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

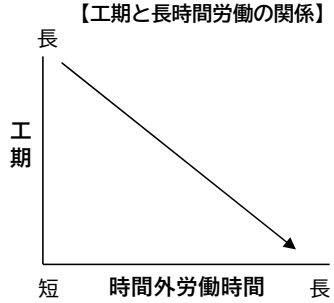
著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）

- 第19条の5 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。
- 2 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

➤ この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**することとあり、**そのためには、適正な工期設定を行う必要があることから、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの**。

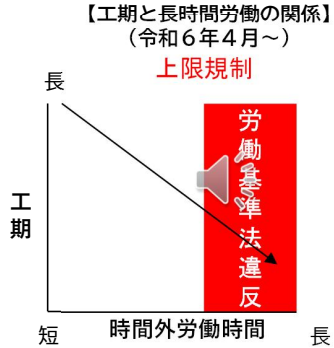
短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように短い工期と長時間労働には相関関係がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、当該**上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、「**工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか**」に着目することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、「**建設工事の工期に関する基準**」（令和2年7月20日、中央建設業審議会 勧告）等に照らして**不適正に短く設定された期間**をいう。



著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に発注者が受注者に示した条件
- 締結された請負契約の内容
- 受注者が「著しく短い工期」と認識する考え方
- 過去の同種類工工事の実績

- 受注者が発注者に提出した見積りの内容
- 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
- 当該工期に関する発注者の考え方
- 賃金台帳 等

著しく短い工期の判断の視点

- ① 契約締結された工期が、「**工期基準**」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ② 契約締結された工期が、**過去の同種類似工事の工期と比較して短くなる**ことによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ③ 契約締結された工期が、**受注者が見積書で示した工期と比較して短い場合**、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。

時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用される。このことを踏まえ、当該**上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、発注者と受注者との間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断**される。

工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用**される。
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止を図る観点から、当初の契約の際、公共工事標準請負契約約款第2 1条、民間工事標準請負契約約款（甲）第2 9条、または民間工事標準請負契約約款（乙）第1 9条（それぞれ「著しく短い工期の禁止」の規定）を明記しておくことが必要である。

「著しく短い工期の禁止」等に違反する疑いがあった場合の通報窓口

国土交通省

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

あなたの周りに 建設業法違反はありませんか？

365日、24時間、いつでも、どこからでも
情報収集フォームから違反情報提供が可能です！

提供者に不利が及ぶことがないように情報を取り扱います

▲ 建設業法以外の内容に関する通報が増えています

「建設業相談窓口ナビ」にて建設業法違反のそれがある取引行為をご確認ください。

建設業相談窓口ナビ
建設業相談窓口ナビ
建設業相談窓口ナビ
建設業相談窓口ナビ

駆け込みホットライン
情報収集フォーム
駆け込みホットライン
情報収集フォーム
駆け込みホットライン
情報収集フォーム

情報収集フォームの活用にご協力をお願いします。建設業法違反の通報先電話番号は03-3578-0300（土曜・日曜・祝日受付可）による通報も受け付けております。
アクセス方法の案内は建設業法違反の通報先電話番号にお願いします。

受付時間：10時～12時、13時～17時（土曜・日曜・祝日受付可）

詳細は裏面をご覧ください

駆け込みホットライン
情報収集フォーム

<https://www.mlit.go.jp/form/index>

「駆け込みホットライン」で受け付ける建設業法違反事例
 <建設業法違反のおそれがある取引行為の情報を受け付けます>

無許可業者と500万円以上の下請代金を締結している。

著しく短い工期や労働割れの契約が締結された。

裏面契約を交わされておられない。

一方的に建設会社や工期を設定され、強固に反応してもらえない。

あらかじめこちらをご確認ください

- ✓ **建設業法違反疑義情報 (必須)**
 本所内署名、商号又は名称、代表者名、許可区分、許可番号
- ✓ **建設業法違反疑義内容 (必須)**
 契約内容不適合、見積りのやりとりに関する情報の減損、取引外側関係に反するようないり工率設定等
- ✓ **具体的な建設業法違反疑義内容について (必須)**
 いつ、どこで、だれが、何をしたか、経緯等
- ✓ **工事情報 (任意)**
 工事名、施工場所、工事契約（種別）、工期
- ✓ **関係資料 (任意)**
 契約書、見積書、交渉記録、監理記録等に関する資料等

建設業法違反のおそれがある取引行為の行方どうか「建設業相談窓口」で確認

建設業相談窓口と 国交省受取	検索	建設業法違反の事例に関する情報を受け付けます。 ※必ず「建設業相談窓口」にてご確認ください。
元請・下請関の取引に関する契約トラブルの相談窓口	検索	

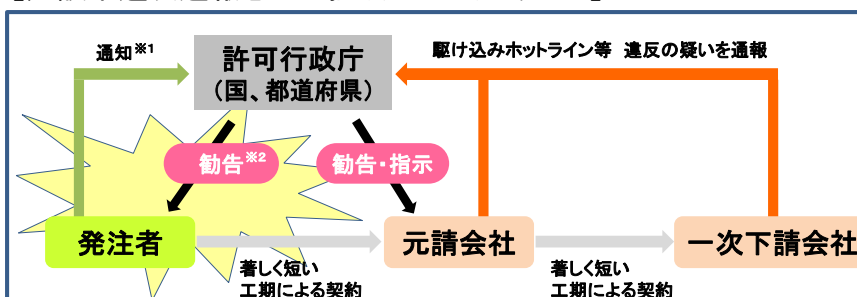
建設業取引適正化セクター

■ 東京 TEL 03-3239-3509 E-mail tsukuba@tsukuba.or.jp
 ■ 大阪 TEL 06-6267-3393 E-mail osaka@tsukuba.or.jp

スマホの情報収集フォーム画面

【注意】 通報内容によっては「建設Gメン」が調査・立入検査を行い、是正指導・処分を行います

【建設業違反通報窓口 駆け込みホットライン】



※1 元請け会社が著しく短い工期で下請け契約を締結していると疑われる場合は、公共発注者が許可行政庁にその旨を通知しなければならない。（入契法）

※2 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して勧告を行うことができる。また、勧告に従わない場合は、その旨を公表できる。（建設業法）

- ◆ 国土交通省の建設業所管部局の職員である建設Gメンは、下請取引等実態調査などの書面調査や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報等を活用し、請負契約における労務費の見積額や価格交渉の状況など、建設業法第40条の4に基づき建設工事の請負契約に係る取引実態を調査。
- ◆ 建設Gメンは、取引の適正化を通じた技能労働者等の処遇改善を目的とし、調査結果を踏まえ、不適正な取引行為に対する改善指導や許可行政庁による指導監督に必要な情報の共有を図るなどの取り組みを推進。

端緒情報

○ 下請取引等実態調査

建設工事における下請取引の適正化を図るため、毎年約3万の建設業者を対象にした書面調査

○ 駆け込みホットライン

各地方整備局等に設置された建設業法違反の疑いに関する通報を受け付ける窓口

※ 建設Gメンはこれらの情報源より、注文者と受注者の建設工事の取引における建設業法違反疑義を端緒情報として活用



主な調査項目

○ 請負代金(労務費関係)

- ・ 受注者が材料費や労務費などの建設工事に必要な経費について内訳を明示した見積書を作成しているか
- ・ 受注者が自ら低い労務費による不適正な見積提出をしていないか
- ・ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
- ・ 「労務費に関する基準」を踏まえた労務費となっていることについて、注文者及び受注者の双方において確認されているか など

○ 工期/下請代金

- ・ 「工期に関する基準」を踏まえ、注文者及び受注者の双方が休日の確保や時間外労働を考慮して工期設定を行っているか
- ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知しているか
- ・ 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか
- ・ 下請代金のうち労務費相当分を現金で支払っているか など



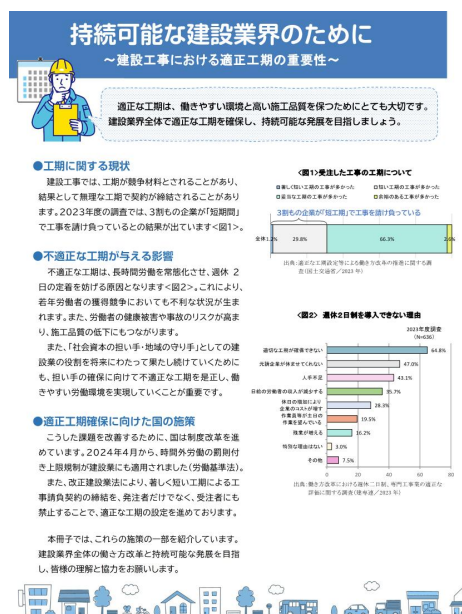
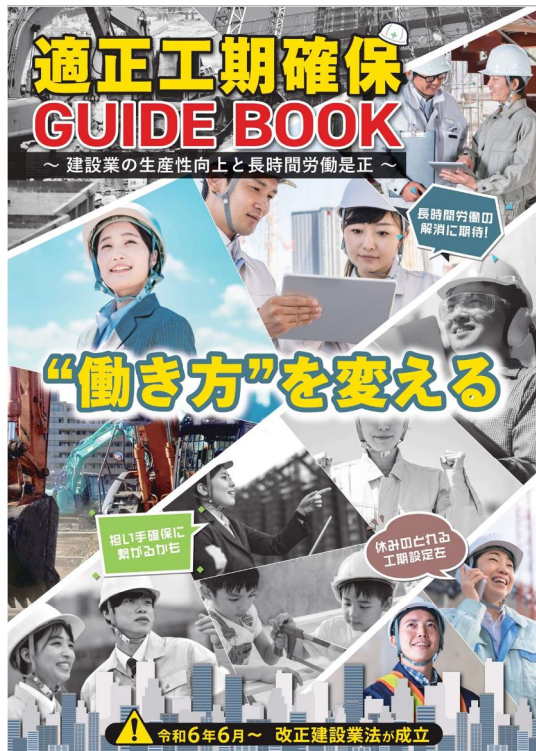
不適正な取引行為に対する改善指導や許可行政庁による指導監督に必要な情報の共有

取引の適正化を通じて、技能労働者の処遇改善を図る

14

建設工事における適正な工期の確保に向けて

国土交通省では、適正工期の在り方を受発注者に周知するためのリーフレットを作成しています。



● 工期にかかわる法令改正の要点

- ① 時間外労働の上限規制の適用 (2024年4月～) 労働基準法の改正

2024年4月から、建設業にも36協定で定める時間外労働の上限規制が適用されました。これにより、原則として月45時間・年360時間を超える時間外労働はできなくなりました。

 - 臨時的特約の適用がある場合は、以下を守らなければなりません。なお、月45時間を超えることは、年6か月までです。
 - ① 時間外労働 720時間以内
 - ② 時間外労働 1日1労働の合計月 100時間未満、2～6か月平均がそれぞれ80時間以内
 - 災害の復旧・復興事業の場合、当分の上限規定は適用されません。(③は適用されます)
 - 上記に違反した場合は、罰金が科せられることがあります。
- 上限規制のイメージ
- ② 着しく短い工期の禁止 建設業法の改正

2024年6月に成立した改正建設業法において、建設業者は、通常必要と認められる期間に比べて「著しく短い」期間とする請負契約を締結してはならないことが規定されました(改正後の建設業法第19条の5)。注文者だけでなく受注者にも「著しく短い工期」が禁止され、工期ダンピングへの対策が一層進められています。

※当該規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- ③ 中央建設業審議会「工期に関する基準」(改定)

建設業法に基づき、2020年7月に中央建設業審議会が作成・勧告した基準で、工期の適正化を進めるため、工期に関する基本的考え方、工程別・分野別に考慮すべき事項が示されています。時間外労働規制の適用に合わせて、規制の遵守の徹底を図るため、2024年3月に改定されました。本冊子では、この「工期に関する基準」の概要をご紹介します。

適正工期への取組事例や相談窓口などの情報も掲載されています。

※ リーフレット掲載先QRコード



※ 解説動画(約18分)の掲載先QRコード
(関東地方整備局 YouTubeチャンネル)



社内研修や取引先へのご説明として、ぜひご活用ください。

民間建設工事の発注者のみなさま

著しく短い工期の契約は禁止されています

◆建設業法では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。

➡建設業就業者の長時間労働を改善するためには、**適正な工期設定を行う必要があります。**

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは
単に定量的に短い工期を指すのではなく、「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

工期に関する基準（令和2年7月20日中央建設業審議会決定・令和6年3月27日改定）

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準です。

工期に影響を及ぼす事象を把握したら・・・

- 地盤沈下、埋設物による土壌汚染
- 騒音等の周辺への配慮すべき事象等

建設業に対して、必要な情報を提供する必要があります。

【参考】建設業における働き方の現状

建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総労働時間は全産業と比べて62時間長い。

建設業における平均的な休日の取得状況

項目	全体	建設業	製造業	調査対象外
技術者	21.2%	13.2%	43.4%	2.3%
技能者	25.8%	14.4%	39.0%	12.0%
公共工事の発注がほとんど	33.8%	18.8%	43.0%	0.4%
民間工事の発注がほとんど	38.0%	11.7%	38.0%	0.6%
技術者	11.1%	11.1%	39.5%	16.0%
技能者	15.1%	17.0%	34.0%	11.3%

出典：国土交通省「適正な工期設定に関する調査」（令和6年6月6日公表）

「著しく短い工期の禁止」に違反した場合は？

（ア）国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、**勧告**を行うことができ、**従わない場合は、その旨を公表**することができます。

（イ）建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は**勧告**や**指示処分**を行うことができます。

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

上記ガイドラインは、受発注者間の取引において、建設業法に照らし、どのような行為が不適切であるかを明示しています。

【建設業法違反となるおそれがある行為事例】

- 発注者が、早期の引渡しを受けるため、受注予定者に対して、一方的に通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする請負契約を締結した場合

時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます（R6.4～）

労働基準法が改正され、R6.4.1以降、建設業における時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、受発注者間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断されます。

上限規制のイメージ

改正後
法律による上限（原則）
月45時間
年360時間

法律による上限（特別条項/年6回まで）
年720時間
月平均80時間
月100時間未満
※休日労働を含む。

法定労働時間
月168時間
週40時間

1年間＝12か月

※災害の復旧及び復興の事業には、以下の規定は適用されません。
●時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
●時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内

➡長時間労働を前提とした短い工期での工事は、建設業就業者の長時間労働を助長するのみならず、事故の発生や不良工事にも繋がる恐れがあります。
➡建設業の時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し、ご理解とご協力をお願いいたします。

中部地方整備局建設部建設産業課 052-953-8572 【R7.4】

建設企業のみなさま

著しく短い工期の契約は禁止されています

◆建設業法では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。

➡建設業就業者の長時間労働を改善するためには、**適正な工期設定を行う必要があります。**

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは
単に定量的に短い工期を指すのではなく、「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

工期に関する基準（令和2年7月20日中央建設業審議会決定・令和6年3月27日改定）

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準です。

【参考】建設業における働き方の現状

建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総労働時間は全産業と比べて62時間長い。

建設業における平均的な休日の取得状況

項目	全体	建設業	製造業	調査対象外
技術者	21.2%	13.2%	43.4%	2.3%
技能者	25.8%	14.4%	39.0%	12.0%
公共工事の発注がほとんど	33.8%	18.8%	43.0%	0.4%
民間工事の発注がほとんど	38.0%	11.7%	38.0%	0.6%
技術者	11.1%	11.1%	39.5%	16.0%
技能者	15.1%	17.0%	34.0%	11.3%

出典：国土交通省「適正な工期設定に関する調査」（令和6年6月6日公表）

「著しく短い工期の禁止」に違反した場合は？

（ア）国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、**勧告**を行うことができ、**従わない場合は、その旨を公表**することができます。

（イ）建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は**勧告**や**指示処分**を行うことができます。

元請負人と下請負人における建設業法令遵守ガイドライン

上記ガイドラインは、元下間の取引において、建設業法に照らし、どのような行為が不適切であるかを明示しています。

【建設業法違反となるおそれがある行為事例】

- 工事全体の一時中止や前工程の遅れなど、下請負人の責めに帰さない理由により工期を変更する際、通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

建設業法違反の通報窓口（駆け込みホットライン）

0570-018-240

大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けています。

時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます（R6.4～）

労働基準法が改正され、R6.4.1以降、建設業における時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、受発注者間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断されます。

上限規制のイメージ

改正後
法律による上限（原則）
月45時間
年360時間

法律による上限（特別条項/年6回まで）
年720時間
月平均80時間
月100時間未満
※休日労働を含む。

法定労働時間
月168時間
週40時間

1年間＝12か月

※災害の復旧及び復興の事業には、以下の規定は適用されません。
●時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
●時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内

➡長時間労働を前提とした短い工期での工事は、建設業就業者の長時間労働を助長するのみならず、事故の発生や不良工事にも繋がる恐れがあります。
➡受注者は、適正な工期の見積の提出に努め、受発注者間・元下間で協議・合意の上では、適正な工期を設定し、工期のダマシグをしてはなりません。

中部地方整備局建設部建設産業課 052-953-8572 【R7.4】

3. 処遇改善に向けた取組



建設業の担い手確保に向けた賃上げ施策（これまで）

- 賃上げは、政府の最重要課題。
- **未来を支える担い手の確保のため、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げが必要。**

最近の賃上げ施策

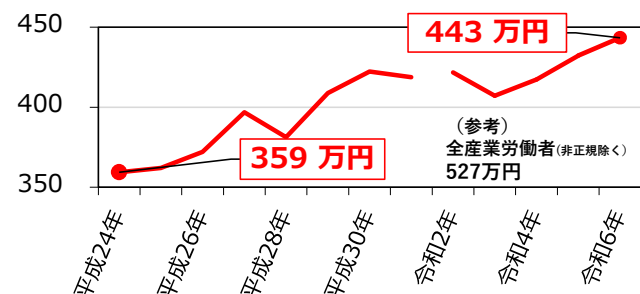
発注者・元請間での賃金原資の確保

- 公共工事設計労務単価を引上げ（R7.3より適用）。
全国全職種平均で前年度比**プラス6.0%**、**14年連続の上昇**。
- 取引実態に即した契約・変更。（民間工事も同様）
 - ・ **最新単価**を予定価格に反映。
 - ・ 材料費変動に伴う**請負代金額の変更**。
- 賃上げを阻害する**ダンピング受注の排除**
 - ・ 公共工事における各種経費の比率を改善

労働者への賃金支払いの確保

- 国土交通省と建設業4団体のトップで**申合せ**（R8.3）
 - ・ 民間工事も含め、「**おおむね6%の上昇**」を目標とし、その達成のための取組を強力に推進すること
- **建設Gメン**が、**賃金上昇を阻害**しかねない取引について**調査**（約3万社）。
- 「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」を踏まえた対応を関係団体へ要請。

○ これらの取組により、現場での賃金が上昇。

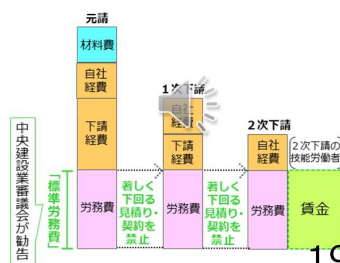


○ これに加え、令和6年6月の**建設業法等の改正**に基づき、以下の取組により**下請業者の適正な労務費を確保**

- ・ 国が定めた「**労務費の基準**」を著しく下回る額での契約を禁止
- ・ 資材費や労務費を転嫁する際の**協議ルール**の策定

などを措置。

労務費の確保のイメージ



開催概要

日時：令和8年3月19日 17:50～19:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会

全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：建設業の賃上げに向けた取組、働き方改革・生産性向上等の推進
改正建設業法の普及・定着に向けた取組状況

■ 国土交通省と建設業団体との間で以下を申し合わせ

- **技能労働者の賃上げ**について、民間発注工事も含めた改正建設業法に基づく労務費の確保・行き渡りの徹底や生産性向上等の取組を通じ、「おおむね6%の上昇」を目指すこと
- **生産性向上**について、生産年齢人口の更なる減少や昨今の工事費高騰への対応、賃上げの原資の確保などの観点から、各団体において、省人化や技術・技能の向上等による生産性向上の取組を推進すること

■ 改正建設業法を民間工事や各現場に浸透・定着させていくことの重要性等について意見交換

■ 大臣より「皆様のお話をしっかり受け止め、賃上げや生産性向上に向けた環境づくりを責任を持って前に進めていく。将来に希望が持てる、若者にも魅力的な「新しい時代の建設業」を、建設業団体の皆様と一緒に作り上げてまいりたい」と発言

意見交換会の様子



20

建設資材価格に関する適切な価格転嫁に向けた国交省の取組

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、受注者・発注者（施主）間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

○直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用

○次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。

【主な取組】

- 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定（文書要請）。
→都道府県による資材単価の設定状況に見える化。

※都道府県や市区町村に対しては、総務省と連名での要請（通知）のほか

会議の場を通じた直接の働きかけを実施

（都道府県・指定都市との課長級会議（ブロック監理課長等会議）、市町村向け会議（都道府県主催の会議：公契連））

- スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施（文書要請）。

- 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。

国 県 市

国 県 市 民 建

国 県 市 民 建

働きかけの対象

国…国・特殊法人等

県…都道府県

市：市区町村

民：民間発注者

建：建設業団体

目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な処遇**につなげようとするもの

人材確保

技能者の技能・経験に応じた**処遇改善**を進めることで、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもて、②**技能者を雇用し育成する企業に人が集まる**建設業を目指す

生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】
・本人情報
・保有資格
・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



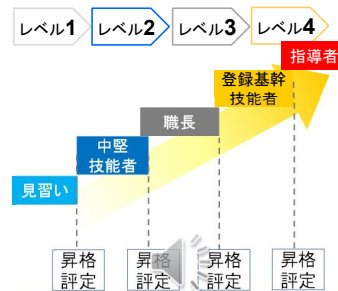
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



現場管理での活用

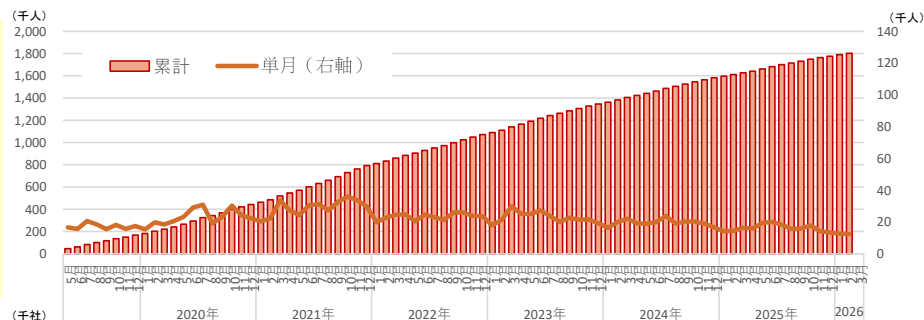
社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

建設キャリアアップシステムの利用状況(2026年3月末)

技能者の登録数

181万人が登録

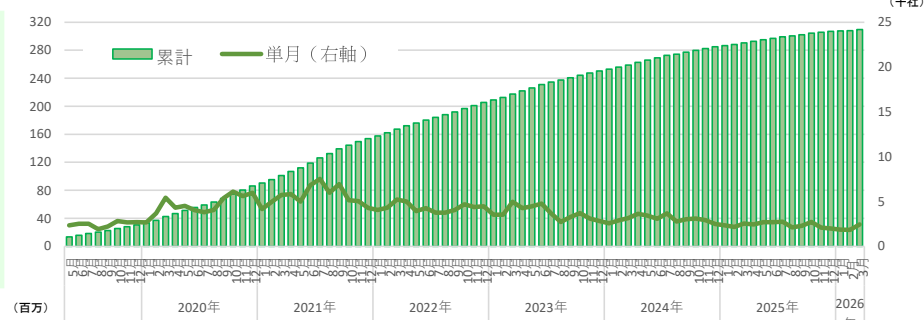
※労働力調査(R7)における建設業技能者数:296万人



事業者の登録数

30.9万社が登録

※うち一人親方は10.7万社

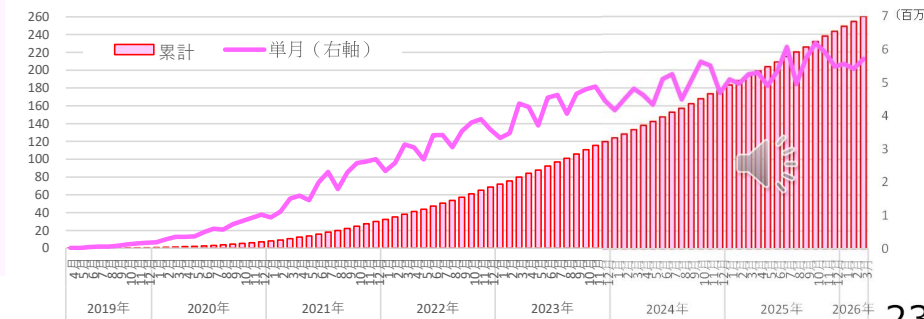


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 26,000万突破

※3月は570万履歴を蓄積



- CCUSを取り巻く環境は、1. 第3次・担い手三法の施行、2. 育成就労制度の導入、3. 建退共制度の見直しにより、**本格運用開始以来の大変革期**を迎えている。
- CCUS**能力評価の位置付けは大幅に強化**され、**業界共通のインフラ**としての役割はより一層重要に。

建設キャリアアップシステム (CCUS)



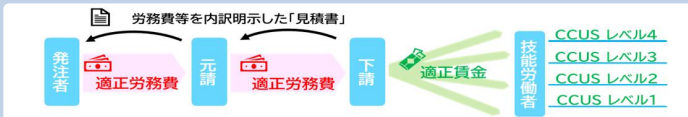
1. 第3次・担い手三法の施行

- 建設業者に対し、労働者の**知識、技能等の評価に基づく賃金支払い**等を行うことを努力義務化

労務費に関する基準

①「CCUSレベル別年収」

- 「目標値」と「標準値」の2つの水準の値を設定
- 「目標値」を**適正な賃金としての支払いを推奨**
- 「標準値」を下回る支払いは、労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認



②「自主宣言制度」

- **CCUS活用**が必須項目の1つ
- 雇用する**技能者のCCUS詳細登録**が必須
- 自主宣言を行うことで経審において加点



2. 育成就労制度の導入

- 育成就労も、**企業はCCUSを登録、労働者はCCUSに登録していることが必須**
- 技能実習に比べ、**キャリアパスとしての活用**がより重要に
- 「外国人就労管理システム」、入管庁の「在留情報」と**CCUSを連携**

3. 建退共制度の見直し

- 建退共の**電子申請システムとの連携**により、**CCUSタッチで建退共掛金が蓄積**
- 退職金1,000万円以上を目指して、**複数掛金制度においてCCUSレベル**の活用を検討

建退共

24

4. 発注者のみなさまへ



発注者の皆様におかれては、

以下のルールを遵守して取引していただくようお願いいたします。

-  工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください
-  提出された見積書に対し、**労務費等※**が著しく低くなるような見積り**変更依頼はしない**でください
これに違反して契約締結した場合は、**勧告・公表の対象**となる可能性があります
-  従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額による契約締結はしない**でください
-  技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく**雇用に伴う経費**も確保する必要があることに留意してください

※ 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

26

5. 各種支援の助成金・補助金



概要

「働き方改革推進支援助成金」は、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

助成金・コース名等	概要	備考
働き方改革推進支援助成金 労働時間短縮・年休促進支援コース  リフレッサ	生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援	職種の 限定なし
働き方改革推進支援助成金 勤務間インターバル導入コース  リフレッサ	勤務間インターバル制度の導入に取り組む中小企業事業主を支援 ※「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、2019年4月から、制度の導入が努力義務化された。	職種の 限定なし
働き方改革推進支援助成金 団体推進コース  リフレッサ	中小企業事業主の団体や、その連合団体（以下「事業主団体等」という。）が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して助成	職種の 限定なし

※ 詳細は[こちら](#)からご確認ください。



[働き方改革特設サイト](#) 助成金のご案内



概要

「人材開発支援助成金」は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

助成金・コース名等	概要	備考
人材開発支援助成金 人材育成支援コース  リフレッサ	労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成	職種の 限定なし
人材開発支援助成金 教育訓練休暇等付与コース  リフレッサ	有給教育訓練等制度を導入し、労働者が当該休暇を取得し、訓練を受けた場合に助成	職種の 限定なし
人材開発支援助成金 人への投資促進コース  リフレッサ	事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に関連した訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成	職種の 限定なし
人材開発支援助成金 事業展開等リスクリング支援コース  リフレッサ	新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、事業主が雇用する労働者に対して新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成	職種の 限定なし

※ 詳細は[こちら](#)からご確認ください。



[人材開発支援助成金](#)



概要

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

助成金・コース名等	概要	備考
キャリアアップ助成金 正社員化コース	就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成	職種の 限定なし
キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成	職種の 限定なし
キャリアアップ助成金 賃金規定等共通化コース	就業規則または労働協約の定めるところにより、雇用するすべての有期雇用労働者等に、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成	職種の 限定なし
キャリアアップ助成金 賞与・退職金制度導入コース	就業規則または労働協約の定めるところにより、すべての有期雇用労働者等に関して、賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成	職種の 限定なし
キャリアアップ助成金 短時間労働者労働時間延長支援コース	雇用する短時間労働者に、以下の取組を行った場合に助成 ・（1年目の取組）新たに社会保険に加入させるとともに、労働時間の延長等の取組を行った場合 ・（2年目の取組）1年目の取組後、労働時間の延長またはキャリアアップのための取組を行った場合	職種の 限定なし

※ 詳細はこちらからご確認ください。



キャリアアップ助成金



パンフレットは
こちら



30

建設事業主等に対する助成金【厚生労働省関係】

概要

- 建設事業主等に対する助成金には、建設事業主を対象とした助成金と建設事業主団体・職業訓練法人を対象とした助成金があります。
- 建設事業主等が、建設労働者の雇用環境の改善や建設労働者の技能の向上等を図るための取組を行った場合に助成を受けることができます。

助成金・コース名等	概要	備考
トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース	若年者（35歳未満）または女性を一定期間試用雇用（トライアル雇用）、建設工事現場での現場作業または施工管理に従事させるとして、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、障害者トライアルコース）の支給決定を受けた中小建設事業主に上乗せして助成	
人材確保等支援助成金 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）	若年者や女性の入職・定着促進に向けて建設業の魅力向上のための取組を行う事業主に対し、経費などの一部を助成します。 若年者や女性の入職・定着を図るための取組（建設業の魅力発信、技能向上、労災予防などの事業）が幅広く対象になります！	
人材確保等支援助成金 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）（定着助成）	建設業の役割や魅力を伝える事業（現場見学会や体験学習など）を実施した上で、新たに採用した方への教育訓練を行った場合に、経費などの一部を助成します。さらに、新たに採用した方が6か月間離職しなかった場合は、1人につき一定額を上乗せで助成します。	
人材確保等支援助成金 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成）（石川県）	能登半島地震からの復旧・復興にあたり建設需要が増大していく中で、被災地（石川県）の工事現場で作業員宿舎等を賃借する中小建設事業主に対して経費の一部を助成します。	
作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成）	女性が安心して働くことのできる建設現場づくりの取組を支援するため、女性建設労働者のための施設（トイレ、更衣室、シャワー室、浴室）を賃借する中小建設事業主に対して経費の一部を助成します。	
人材確保等支援助成金 建設キャリアアップシステム等活用促進コース（雇用管理改善促進事業）	能力・経験等に応じた適切な賃金支払いを通じて、建設技能者全体の処遇を改善していくことを目的として、建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用して、雇用する建設技能者の処遇を改善する取組を行った中小建設事業主に対し、その取組に要する経費の一部を助成します。	

※ 詳細はこちらからご確認ください。



建設事業主等に対する助成金



パンフレットは
こちら



31

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	・受講費用の 50% （上限 年間40万円 ） （訓練受講中6か月ごとに支給） ・追加給付①：1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の 20% （上限 年間16万円 ） ・追加給付②：訓練前後で賃金が5%以上上昇（※1） ⇒受講費用の 10% （上限 年間8万円 ）	・受講費用の 40% （上限 20万円 ） ・追加給付：1年以内に資格取得・就職等（※1） ⇒受講費用の 10% （上限 5万円 ）	・受講費用の 20% （上限 10万円 ）
支給要件	○ 在職者又は離職後1年以内 （妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上 （初回の場合、専門実践教育訓練給付は 2年以上 、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は 1年以上 ）		
講座数	3,488 講座	1,424 講座	2,286 講座
受給者数	36,324人（初回受給者数）	3,670人	76,257人
講座指定要件	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～） ② 専門学校等の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～） ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）（※2） 経済産業省連携 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（※2） ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ④ 職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～）	次のいずれかの類型に該当する教育訓練 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等〕

（注）講座数は令和8年4月時点、受給者数は令和5年度実績。（※1）令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）令和6年10月1日付け指定から適用。

※ 詳細はこちらからご確認ください。



教育訓練給付制度



リーフレット
はこちら



32

教育訓練給付金の建設業界に親和性の高いと思われる指定講座の例（令和8年4月1日時点）

●専門実践

【業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程】

測量士補	6講座
電気工事士	6講座
測量士	6講座
建築士	6講座

【専門学校等の職業実践専門課程】

土木・建築	21講座
-------	------

●特定一般

【業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程】

大型自動車第一種免許	40講座
中型自動車第一種免許	47講座
準中型自動車第一種免許	34講座
大型自動車第二種免許	17講座
普通自動車第二種免許	26講座
大型特殊自動車免許	31講座
けん引免許	25講座
無人航空機操縦士	15講座
宅地建物取引士資格試験	2講座
フォークリフト運転技能講習	10講座
玉掛技能講習	2講座
第二種電気主任技術者試験（一次・二次総合）	0講座
小型移動式クレーン技能講習	2講座
高所作業車運転技能講習	1講座
車両系建設機械運転技能講習	5講座

●一般

【輸送・機械運転関係】

大型自動車第一種免許	338講座
中型自動車第一種免許	526講座
準中型自動車第一種免許	323講座
大型特殊自動車免許	449講座
大型自動車第二種免許	149講座
普通自動車第二種免許	258講座
けん引免許	306講座
フォークリフト運転技能講習	207講座
無人航空機操縦士	68講座
小型移動式クレーン技能講習	75講座
玉掛技能講習	76講座
車両系建設機械運転技能講習	69講座
高所作業車運転技能講習	50講座
床上操作式クレーン技能講習	22講座
中型自動車第二種免許	8講座
移動式クレーン運転士免許	11講座
クレーン・デリック運転士免許	6講座
不整地運搬車運転技能講習	3講座
ショベルローダー等運転技能講習	1講座

【営業・販売サービス関係】

宅地建物取引士資格試験	25講座
-------------	------

【事務関係】

建設業経理検定 ※民間資格	7講座
---------------	-----

【技術関係】

建築士	10講座
土木施工管理技術検定	13講座
建築施工管理技術検定	14講座
管工事施工管理技術検定	8講座
電気主任技術者試験	1講座
電気工事施工管理技術検定	3講座
電気工事士試験	1講座
建設機械施工管理技術検定	3講座
電気通信工事担任者試験	0講座
測量士・測量士補	0講座
造園施工管理技術検定	1講座
技術士（建設部門）	0講座
電気通信工事施工管理技術検定	1講座
給水装置工事主任技術者試験	1講座
建築設備士	1講座
エネルギー管理士試験	0講座
危険物取扱者	0講座
ボイラー技士免許試験	0講座
舗装施工管理技術者資格試験	1講座
消防設備士	0講座
高圧ガス製造保管責任者試験	0講座
建築物環境衛生管理技術者試験	1講座

助成金・コース名等	概 要	備 考
リーフレット 業務改善助成金 	生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成	職種の 限定なし
補助金概要 高度安全機械等導入支援補助金 *リーフレットは準備中（R8.4月時点） 	車両系建設機械等に取り付ける、高度な安全性能を有する特定の安全装置を購入する建設業許可を有する中小企業事業者等に対し、補助金を交付	建設業のみ
補助金概要 中小企業省力化投資補助金 ※ 中小企業庁 	人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金 この補助金はカタログ型と一般型の2種類あり、カタログから導入したい機器（トータルステーション、ICT建機）などを選定して申請するカタログ型が建設企業に人気があります	職種の 限定なし

各助成金、補助金等の支援制度を活用したい場合は、リーフレット等に記載の相談窓口にお問合せください。